見本②

『預金口座振替依頼書』の提出　（新規口座振替開始・口座変更）

1. ご提出にあたって

（1） 新規に口座振替開始、並びに登録済口座の変更を希望される際、委託者さまにて取りまとめの上、締切日までにご提出ください。
- １３日振替：　振替月前月の１３日当社必着。（休日の場合は前営業日）
- ２８日振替：　振替月前月の最終営業日当社必着。

（2） 記載内容の不備、印鑑相違等があった場合、振替ができなくなる場合があります。締切日にかかわらず、お早めにご提出ください。

【留意事項】

（1）「預金口座振替依頼書」の右上部「1. 新規・2. 変更」区分について、
- ・新規口座振替開始の方　　→「1. 新規」
- ・登録口座変更を希望される方　→「2. 変更」

に〇をご記入ください。

（2）「団体記入欄」の委託者コード（3桁）、顧客番号（被保険者番号）、下段の「団体名」をご記入ください。
- ・顧客番号は、右詰めでご記入ください。
- ・同一顧客番号での登録は、1名のみです。（重複しないようご注意ください）
- ・「事業所コード」は、設定されている場合のみご記入願います。

（3）帳票は、4枚複写です。
- ・1枚目「①金融機関用」・2枚目「②DSC用」のみご提出ください。
- ・なお、お客さまが直接金融機関にお持込され、「①金融機関用」を提出済の場合は、2枚目「②DSC用」のみご提出ください。

（4）“印相違による不備”がもっとも多いことから、お届け印であることを十分確認いただきますようご案内ください。

2.「預金口座振替依頼書」の不備解消

（1）提出書類に不備があった場合
- ① 第一生命カードサービスで不備が判明した場合
  - → 1枚目（金融機関用）、2枚目（DSC用）を返却させていただきます。
  - ＜不備解消後、2枚とも再提出してください＞
- ② 金融機関で不備と判定された場合
  - → 不備返却は1枚目（金融機関用）のみとなります。
  - ＜不備解消後1枚目（金融機関用）のみ再提出してください＞

（2）その他
- ① 不備返却された「預金口座振替依頼書」に訂正するのではなく、新たな用紙に書き直し、提出することも可能です。
  - ＜1枚目（金融機関用、2枚目（DSC用）をご提出ください＞
- ② 再提出の際には、必ず“不備返却分”であることを明示（付箋等）ください。
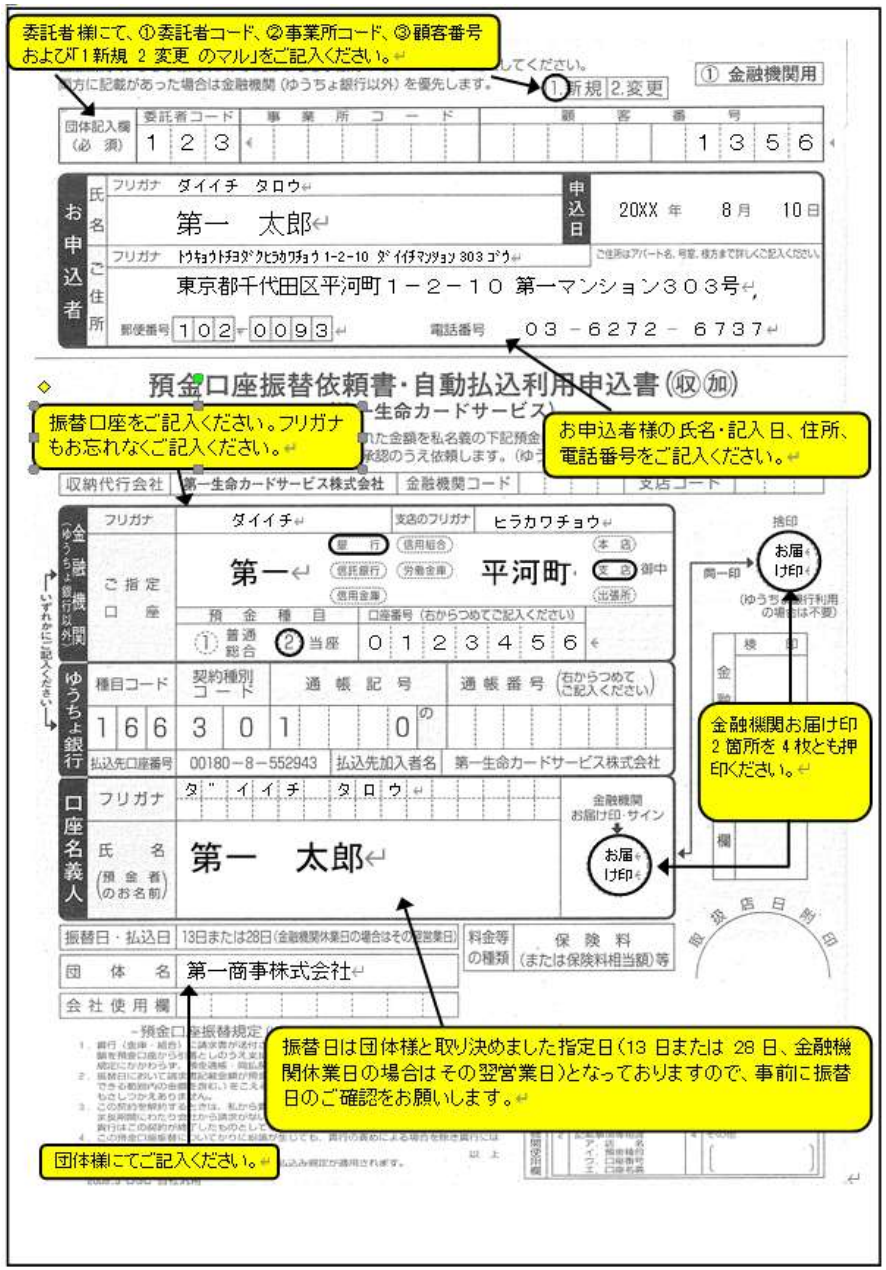
『預金口座振替依頼書』 記入例